

議案第108号 説明資料

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第9条の5 略</p> <p><u>第10条 削除</u></p>	<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第9条の5 略</p> <p><u>(感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p><u>第10条 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から、町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が認めるものに従事したときは、特殊勤務手当として、感染症防疫作業手当を支給する。</u></p> <p><u>2 感染症防疫作業手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号に掲げる作業以外の作業 1日につき3,000円</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業 1日につき4,000円</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第11条～第15条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第16条の2～第23条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	<p>第11条～第15条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第16条の2～第23条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第15条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第16条の2～第23条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第15条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第16条の2～第23条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>